



参 考

[根拠法令]

薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号）

附 則

第 8 条 薬事法附則第 6 条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（この法律の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る旧法第 28 条第 1 項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。）については、次条に定めるものを除き、従前の例により引き続き当該薬種商販売業を営むことができる。

[参考法令]

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

附 則 抄

第 6 条 この法律の施行の際現に旧法により、同法の規定に基づく医薬品製造業者等登録基準（昭和 24 年厚生省告示第 18 号）の 5 の(1)、(2)、(3)又は(4)に該当するものとして医薬品販売業の登録を受けている者は、それぞれ、当該店舗又は営業区域につき、この法律による医薬品の一般販売業、薬種商販売業、特例販売業又は配置販売業の許可を受けたものとみなす。

2、3 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。